

「台風」に対する非常措置についてのお知らせ（訂正版）

本校においては、台風により「京都市」（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」、「暴風警報」又は、校区内で「避難勧告・避難指示」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前0時までに解除になった場合
 - 6時間授業の場合：5校時（13時20分）から始業、13時10分登校
 - 7時間授業の場合：5校時（12時55分）から始業、12時45分登校
 - ・午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、生徒は下校の安全が確認できるまで、学校に待機し、気象状況・帰宅に要する時間・通学路の状況など安全を十分考慮した上で帰宅の措置をとります。不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校に待機いたします。

2 暴風警報について

- (1) 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
 - ・午前9時までに解除になった場合
 - 6時間授業の場合：3校時（10時45分）から始業、10時35分登校
 - 7時間授業の場合：3校時（10時35分）から始業、10時25分登校
 - ・午前11時までに解除になった場合
 - 6時間授業の場合：5校時（13時20分）から始業、13時10分登校
 - 7時間授業の場合：5校時（12時55分）から始業、12時45分登校
 - ・午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、生徒は下校の安全が確認できるまで、学校に待機し、気象状況・帰宅に要する時間・通学路の状況など安全を十分考慮した上で帰宅の措置をとります。不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校に待機いたします。

3 避難勧告・避難指示(緊急)が発令された場合について

(1)水害の避難勧告について

本校の校区内(金閣小・衣笠小・翔鸞小・柏野小・中川小学区)に、避難勧告もしくは避難指示(緊急)が発令された場合は、臨時休校等の措置を取ります。暴風警報が発令された場合に準じた措置を取ります。

(2)土砂災害の避難勧告について

本校の敷地は「土砂災害警戒区域(特別警戒区域)」に含まれていることから、本校の敷地が含まれる学区(金閣小学区)に、避難勧告もしくは避難指示(緊急)が発令された場合には、暴風警報が発令された場合に準じた措置を取ります。

令和2年6月18日

保護者のみなさんへ

京都市立衣笠中学校

校長 諏佐 憲治

「地震」に対する非常措置についてのお知らせ（保存版）

本校においては、京都市域において**震度5弱以上の地震があった場合**は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に発生した場合

(1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

※ 学校所在地の北区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。

※ 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※ 休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページ／PTAメール配信により、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

生徒は下校の安全が確認できるまで、学校に待機し、近隣の被災状況・帰宅に要する時間・通学路の状況など安全を十分考慮した上で帰宅の措置をとります。不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校に待機いたします。